

家 畜 共 済 の 概 要

家畜共済は、

- ① 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）
家畜がと畜される前に死亡や廃用※となった場合に補償
- ② 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）
家畜の疾病・傷害についての診療費相当額を補償
で構成。

※ 廃用とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳牛の乳が出なくなるなど家畜として飼養する価値がなくなった状態になること。

1 共済目的（家畜共済の対象）

牛、馬、種豚及び肉豚

2 共済金額

共済金額とは、補償の最高限度額であり、共済価額（農業者が飼養する家畜の価額の総額）に付保割合※を乗じて得られる。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

※ 付保割合とは、保険に付される補償割合のことで、最低割合（2～4割（肉豚は4～6割の範囲内で組合等が定める。）以上8割までの範囲内で農業者が選択する。

3 共済金

家畜に事故が発生した場合、共済掛金等を原資として農業者に共済金を支払う。

（1）家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金

共済金は、農業者の損害額に付保割合を乗じて得られる。

$$\text{共済金} = \text{農業者の損害額} \times \text{付保割合}$$

農業者の損害額は、家畜の価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額となる。

(2) 家畜の疾病又は傷害に対して診療を行った場合の共済金

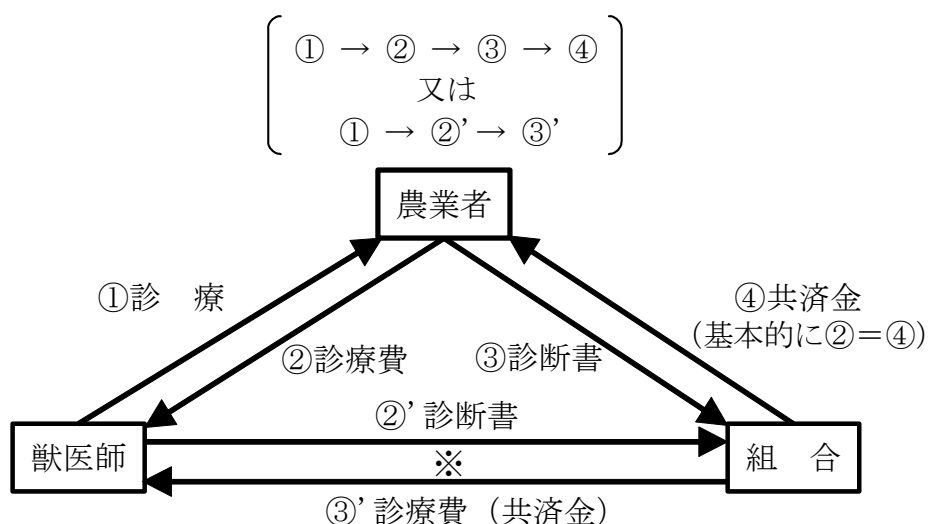
共済金（診療費）は、診療種別ごとに定められている診療点数※及び医薬品ごとに定められている薬価基準※に基づき算定する。

$$\text{共済金} = \text{診療点数} \times 10 \text{円} + \text{薬価} \times \text{使用量}$$

※ 診療点数とは、人の健康保険と同様に注射などの診療行為に要した費用を点数化したもの。

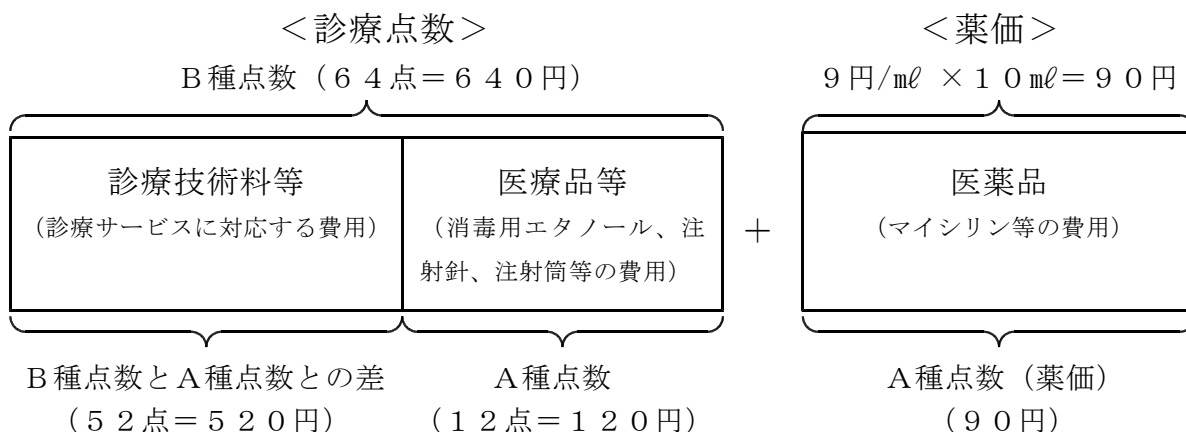
薬価基準とは、給付対象となる医薬品及びその薬価を示したもの。

診療から共済金受領までの流れ



※ 獣医師が農業者から診療費（共済金）の代理受領の委任を受けた場合

(例) 獣医師が筋肉内注射を行った場合



4 共済掛金

共済掛金は、共済事故があった際に農業者に支払われる共済金の原資となるもので、牛及び馬に係る共済掛金の1／2、豚に係る共済掛金の4／10を国が負担する。

農業者が組合等に支払う共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて算定する。

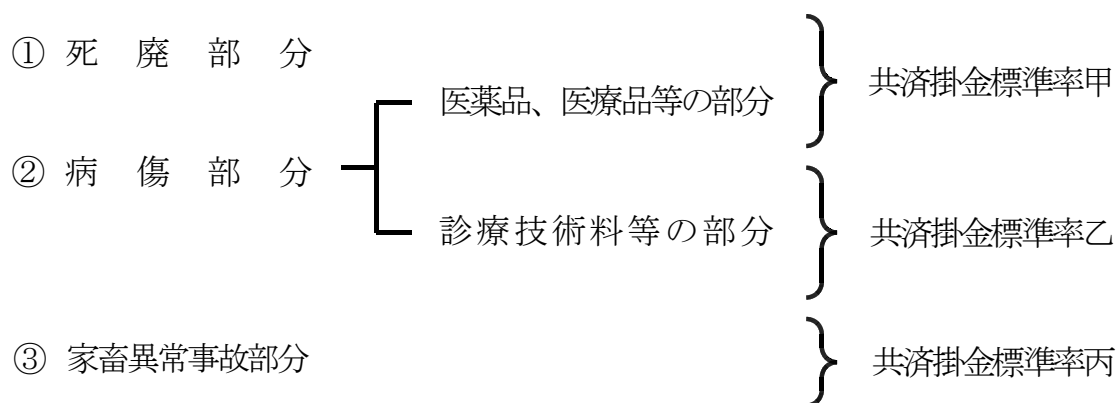
$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

共済掛金率は、農林水産大臣が定める共済掛金標準率※を下らない範囲内で組合等が定める。

※ 共済掛金標準率とは、共済事故が発生する確率に対応する率として、被害率の実績を基に算定。組合等が共済掛金標準率に対して共済掛金率の上乗せをした場合、国庫補助は共済掛金標準率の部分のみが対象。

＜共済掛金標準率の構成＞

共済掛金標準率は、①死廃部分、②病傷部分、③家畜異常事故部分※の合計となる。このうち、病傷部分の診療技術料等の部分（共済掛金率乙という。）が、家畜診療所の人件費となる。



※ 家畜異常事故とは、家畜の法定伝染病や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると大きな被害をもたらす事故のこと。

(参考) 家畜共済の共済目的の種類

乳 用 成 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後、当該包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあっては、その家畜共済に付された時。以下同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもの	乳牛の雌等
成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したもの	
育 成 乳 牛	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの	
乳 用 子 牛 等	乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児	
肥 育 用 成 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの	肉用牛等
肥 育 用 子 牛	肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの	
その他の肉用成牛	肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの	
その他の肉用子牛等	肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児	
乳 用 種 種 雄 牛	乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの	馬種豚 肉豚
肉 用 種 種 雄 牛	肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの	
種 雄 馬	品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの	
一 般 馬	種雄馬以外の馬	
種 豚	繁殖用の豚	肉豚
一 般 肉 豚	特定肉豚以外の肉豚（飼養群単位引受方式）	
特 定 肉 豚	法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚（年間一括引受方式）	

5 事業実績

(1) 加入農家数

(単位: 戸、%、円)

	加入農家数 (加入率)				共済金額 1戸当たり	共済掛金 (農家負担額) 1戸当たり
	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	27年度
乳牛の雌等	17,093 (90.1)	16,539 (90.8)	15,794 (90.3)	15,112 (90.9)	19,719,552	1,222,659
肉用牛等	51,485 (85.0)	48,623 (85.1)	45,973 (85.0)	44,300 (87.1)	8,160,471	222,417
馬	1,702 (63.8)	1,747 (68.1)	1,693 (67.7)	1,619 (70.2)	12,130,035	230,894
種豚	916 (21.1)	827 (19.6)	785 (19.1)	759 (20.3)	12,581,445	244,885
肉豚	626 (14.0)	593 (13.7)	569 (13.5)	559 (14.4)	34,032,978	2,092,224

(2) 加入頭数(胎児を除く。)

(単位: 頭、%、円)

	加入頭数 (加入率)				加入頭数 1戸当たり	共済掛金 (農家負担額) 1頭当たり
	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	27年度
乳牛の雌等	1,302,227 (91.0)	1,306,311 (92.9)	1,289,025 (92.7)	1,270,982 (92.5)	84	8,629
肉用牛等	1,649,954 (68.9)	1,604,757 (66.5)	1,567,178 (66.9)	1,565,904 (67.1)	35	4,583
馬	17,380 (61.6)	17,280 (55.2)	16,846 (60.7)	16,579 (60.2)	10	18,615
種豚	195,760 (25.6)	189,274 (24.6)	186,070 (23.8)	190,315 (24.4)	251	943
肉豚	1,615,361 (21.6)	1,717,863 (23.9)	1,619,471 (22.3)	1,711,895 (24.6)	3,062	585

(3) 共済掛金

(単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度
総共済掛金		58,331	55,202	56,569	58,046
	農家負担額	30,131	28,488	29,322	30,261
	国庫負担額	28,201	26,714	27,247	27,785
	乳牛の雌等	37,915	36,205	36,539	36,642
	農家負担額	19,174	18,281	18,501	18,608
	国庫負担額	18,741	17,924	18,038	18,034
	肉用牛等	17,576	16,333	17,720	18,666
	農家負担額	9,258	8,614	9,438	10,013
	国庫負担額	8,318	7,718	8,283	8,653
	馬	684	634	615	655
	農家負担額	399	369	360	384
	国庫負担額	286	265	255	272
	種豚	427	379	311	307
	農家負担額	263	233	193	190
	国庫負担額	165	147	118	117
	肉豚	1,729	1,651	1,384	1,776
	農家負担額	1,037	991	830	1,067
	国庫負担額	692	661	554	709

(4) 事故頭(件)数

(単位:頭、件、円)

		事故頭(件)数				事故頭(件)数 1戸当たり	共済金 1頭(件)当たり
		24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	27年度
乳牛の雌等	死廃	164,137	158,538	149,484	149,105	10	124,819
	病傷	1,382,101	1,396,865	1,285,006	1,322,747	88	12,990
肉用牛等	死廃	64,404	59,438	58,895	57,696	1	128,328
	病傷	1,043,117	1,044,337	1,032,224	1,051,341	24	9,379
馬	死廃	690	612	582	517	0	891,009
	病傷	14,621	13,938	13,286	13,631	8	15,517
種豚	死廃	5,545	5,262	4,598	4,445	6	44,035
	病傷	10,120	9,674	8,260	6,771	9	7,392
肉豚	死廃	197,274	176,167	185,161	173,088	310	8,607

(5) 共済金

(単位: 百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度
総共済金		55,703	53,978	52,851	55,465
	死廃	28,464	26,643	26,785	28,161
	病傷	27,239	27,335	26,066	27,304
乳牛の雌等		36,655	35,937	34,292	35,794
	死廃	18,863	18,060	17,848	18,611
	病傷	17,792	17,877	16,444	17,182
肉用牛等		16,458	15,758	16,316	17,264
	死廃	7,303	6,572	6,949	7,404
	病傷	9,155	9,186	9,368	9,860
馬		707	613	570	672
	死廃	482	405	373	461
	病傷	225	207	196	212
種豚		307	280	251	246
	死廃	240	216	193	196
	病傷	67	64	58	50
肉豚	死廃	1,576	1,390	1,422	1,489

(6) 家畜診療所設置状況及び獣医師数

(単位: 箇所、人)

		24年	25年	26年	27年	産業動物診療 獣医師数 (26年末現在)
合計	家畜診療所設置数	277	271	262	257	4,317
	家畜診療所の獣医師数	1,725	1,715	1,706	1,683	
組合	家畜診療所設置数	177	179	192	196	
	家畜診療所の獣医師数	1,156	1,189	1,286	1,329	
市町村	家畜診療所設置数	3	3	3	3	
	家畜診療所の獣医師数	15	11	12	11	
連合会	家畜診療所設置数	97	89	67	58	
	家畜診療所の獣医師数	554	515	408	343	
嘱託獣医師数		372	372	357	351	1,124
指定獣医師数		1,122	1,142	1,113	1,124	

(備考) 1. 農林水産省調べ。

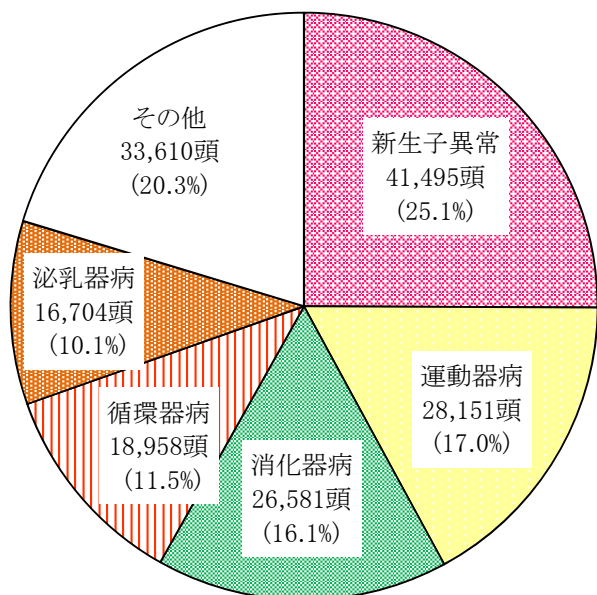
2. (1)～(5)の27年度は速報値。(6)の家畜診療所の設置数及び獣医師数は各年4月1日現在、嘱託獣医師数及び指定獣医師数は各年3月31日現在。

3. 乳牛の雌等は乳用種雄牛を、肉用牛等は肉用種雄牛を、馬は種雄馬をそれぞれ含む。

4. 加入農家数及び加入頭数は一般期間、共済金額及び共済掛金は一般期間・短期・追加の合計。
ここで、一般期間とは、1年(群単位引受方式に係る肉豚については出生後20日の日から出生後第8月の月の末日まで)。短期とは、一般期間未満。また、追加とは、包括共済(表側の種類ごとに、農家はその全頭を加入する。)において、共済関係成立後の家畜の導入等により共済価額が増加したときに共済金額の増額をすることをいう。5. 嘱託獣医師とは、農業共済団体等と嘱託契約を締結している家畜診療施設に所属する獣医師。
指定獣医師とは、原則として家畜診療施設の個人開設者で、組合等と指定契約(農業者に代わり診療費(共済金)を代理受領できること等の契約)を締結している獣医師。

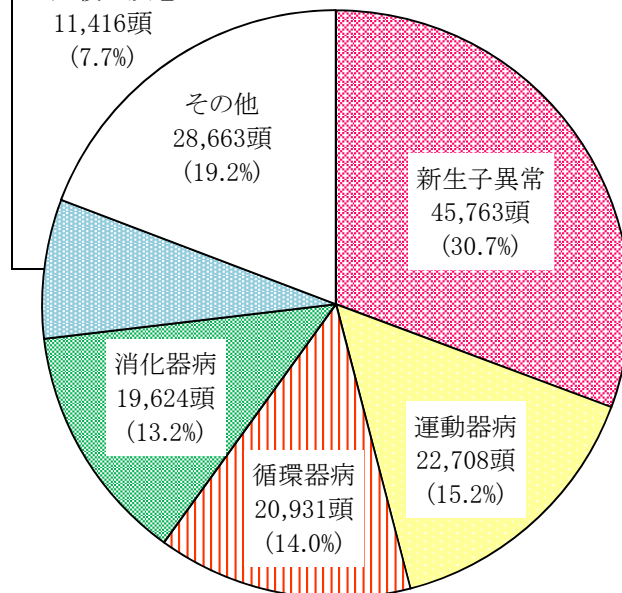
(参考) 病類別事故頭数の推移

死産事故(乳用牛等)



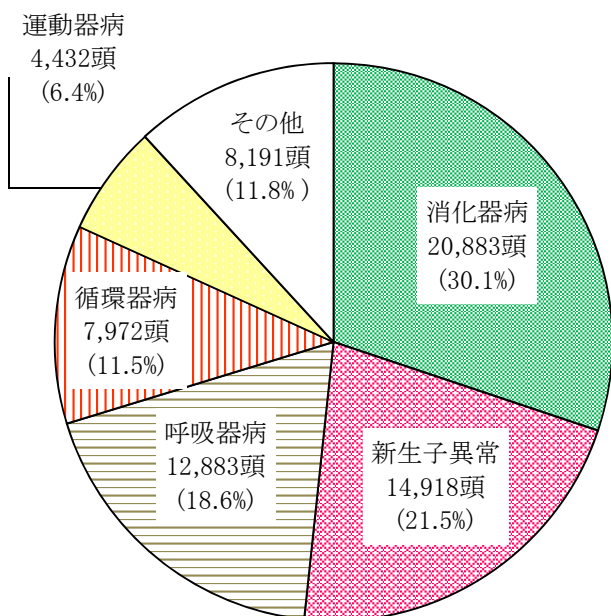
17年度
(事故頭数: 165,499頭)

妊娠・分娩期及び産後の疾患

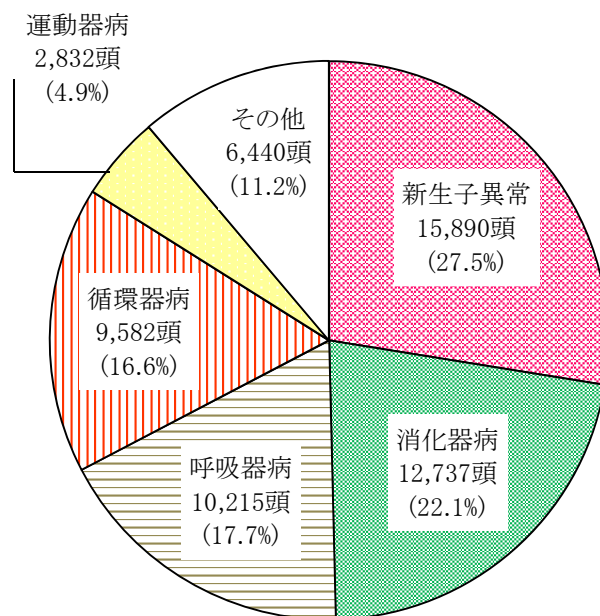


27年度
(事故頭数: 149,105頭)

死産事故(肉用牛等)

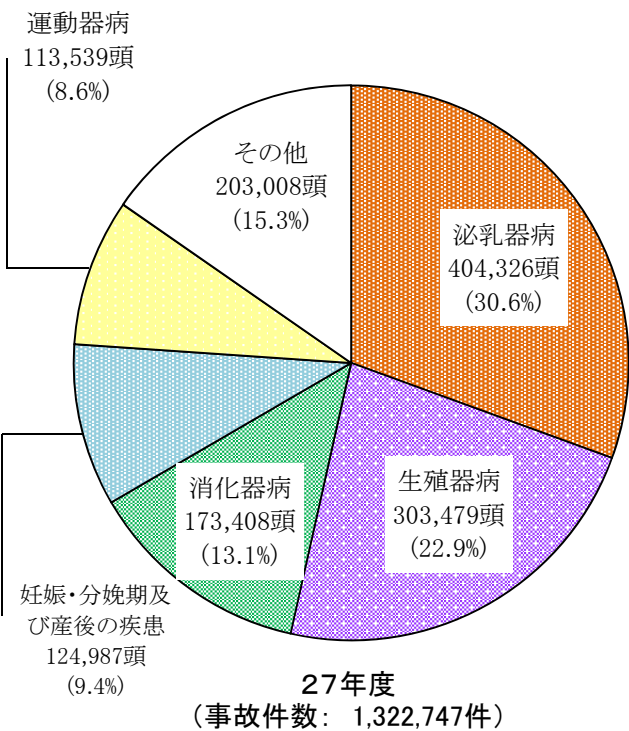
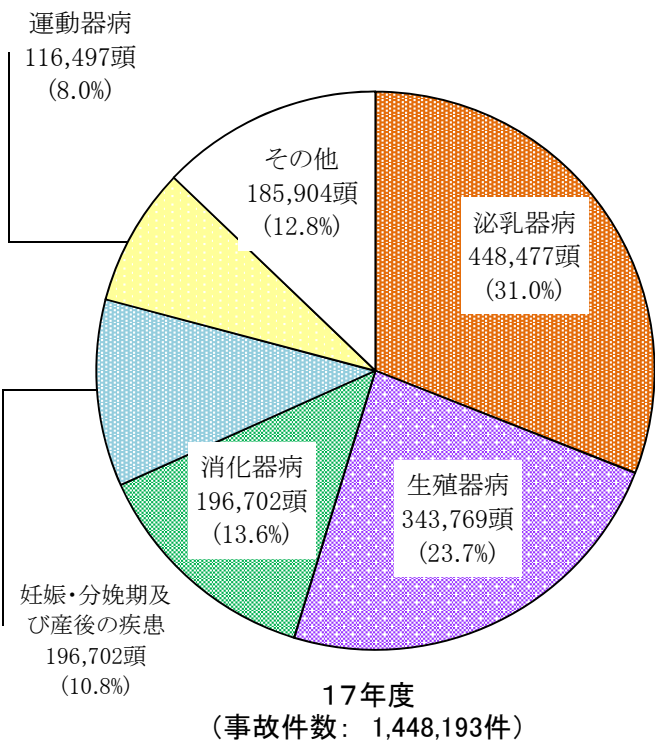


17年度
(事故頭数: 69,279頭)



27年度
(事故頭数: 57,696頭)

病傷事故(乳用牛等)



病傷事故(肉用牛等)

